

令和8年度 倉敷地域基幹相談支援センターが行う「相談支援体制の強化」取り組み予定表

1)「相談支援体制の強化（OJT）」※相談支援専門員らによる事例検討会

開催日程	4/16(火) 13:30~	5/19(金) 13:30~	7/17(金) 13:30~	8/26(水) 13:30~	10/16(金) 13:30~	令和9年1/15(金) 13:30~
重点エリア	真備	玉島	西部	水島	児島	倉敷・早島町
場所	201研修室	201研修室	視聴覚室	視聴覚室	201研修室	201研修室
参加対象者	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら	該当エリア指定相談支援事業所に在籍の相談支援専門員又はエリアケース所持の相談支援専門員ら
主任相談支援専門員による協力で実施（予定）						
その他	機能強化型（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）算定事業所…事業所所在地エリアでの取り組みを中心に出席に努めることとする。 その他指定相談支援事業所…事業所所在地での該当「重点エリア」への参加推奨 地域活動支援センターⅠ型…各重点エリアでの事例提供者の選出へのご協力&当日参加をお願いいたします。					

※各定員10名前後で基幹相談支援センターが調整いたします。

※開催場所は全て「くらしき健康福祉プラザ」

2) 相談支援体制の強化（企画会）※相談支援専門員フォローアップ企画

開催日程	6/17(水) 13:30~15:00	9/22(火) 13:30~15:00	11/13(金) 13:30~15:00	12/15(火) 13:30~15:00	R9.2/24(水) 13:30~15:00
開催場所	くらしき健康福祉プラザ201研修室				
内容(案)	【テーマ(案)】 「インテーク」 「アセスメント」	【テーマ(案)】 「精神障がい」 「医療連携」	【テーマ(案)】 「サービス等利用計画」 「サービス担当者会議」 「ファシリテーション」	【テーマ(案)】 「意思決定支援」 「本人中心支援」 「多職種連携」	【テーマ(案)】 「スーパービジョン」 「自立支援協議会」
参加対象	上記内容が深く学びたい 相談支援専門員ら	上記内容が深く学びたい 相談支援専門員ら	上記内容が深く学びたい 相談支援専門員ら	上記内容が深く学びたい 相談支援専門員ら	上記内容が深く学びたい 相談支援専門員ら
【講師】 倉敷市及び早島町の主任相談支援専門員に依頼（予定）					
その他	新規指定相談支援事業所及び相談支援従事者初任者研修受講修了者は参加を推奨いたします。 機能強化型（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）算定事業所…出席に努めることとする（基幹相談支援センターからお手伝いをお願いすることもあります。）				

※各定員20名前後。

機能強化型算定要件の詳細

要件一覧 No.9及びNo.12

基幹相談支援センターが行う「事例検討会」・「相談支援強化の取組」とは具体的にどのようなことを指すか。



POINT1 「倉敷地域基幹相談支援センターが行う取組」

「相談支援体制の強化(OJT)」(年6回予定)



事業所所在地での取り組みを中心に出席に努めることとする

「相談支援体制の強化(企画会)」(年5回予定)



POINT2 「相談支援従事者に対する相談支援体制の強化」

児童向け研修: 9月5日(金)開催予定



どちらかの研修時に運営サポートとして参加

成人向け研修: 2月10日(水)開催予定

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和6年3月29日)問62参考

3) 相談支援従事者に対する相談支援体制の強化（対面による集合型研修）

<u>児童（児童発達支援管理責任者）向け合同研修</u>	<u>成人（サービス管理責任者）向け合同研修</u>
R8/9/8（火）PMで実施予定 開催場所：くらしき健康福祉プラザ（201研修室）	R9/2/9（火）PMで実施予定 開催場所：くらしき健康福祉プラザ（201研修室）
対象事業所＞倉敷地域及び備中圏域の児童発達支援センター、 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、指定障害 児相談支援事業所など 内容＞「就学・卒業を見据えた教育機関との連携（仮）」 上記内容を相談支援従事者（児童発達支援管理責任者など）向 けに実施予定。	対象事業所＞倉敷地域及び備中圏域の就労継続支援（A型・B型） 事業・生活介護事業・居宅介護等事業、指定相談支援事業所など 内容＞「チーム連携・アセスメント（仮）」 上記内容を相談支援従事者（サービス管理責任者など）向けに実 施予定。

※機能強化型（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）算定事業所…どちらかの研修時に運営サポートとして参画をお願いします。

（参画とは？：演習時のファシリテーター、会場設営、運営サポートなど）

機能強化型算定要件の詳細

要件一覧 No.13

「地域生活支援拠点等を構成する関係機関との連携体制」とは具体的にどのようなことを指すか。



POINT1 「地域生活支援拠点等への参画事業所」

「運営規定において「倉敷市」or「早島町」から位置付けられていることを定める」



POINT2 「地域体制強化共同支援加算の算定」

年間1件以上算定の上、相談支援部会にて報告すること。

努力義務

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和6年3月29日)問62より

作成: 倉敷地域基幹相談支援センター